

京都大学複合原子力科学研究所共同利用研究員宿泊所使用要項

第1条 京都大学複合原子力科学研究所共同利用研究員宿泊所（以下「宿泊所」という。）の使用については、この要項の定めるところによる。

第2条 宿泊所を使用できる者は、京都大学複合原子力科学研究所（以下「研究所」という。）の共同利用研究員及び所長が適当と認めた者とする。

2 宿泊所に長期滞在者用の宿泊室（以下、「長期用宿泊室」という。）として2室を限度として置くことができる。ただし、所長が特に必要と認める場合は、2室を超えて長期用宿泊室として使用させることができるものとする。

3 長期用宿泊室を使用できる者は、研究所で受入が認められた外国人研究者及び外国人留学生とし、その長期用宿泊室の使用許可期間は、2週間以上1年以内とする。

ただし、許可期間満了の場合において特に必要があると認められるときは、1年以内に限り、許可期間を更新することができる。

第3条 宿泊所を使用しようとする者は、別に定める使用願を所長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、共同利用研究員（研究会参加者を含む。以下同じ。）については、出張・実験計画書等に宿泊所を使用する旨の記載をもって使用願とする。

2 長期用宿泊室の使用期間の更新を願い出ようとする者は、改めて使用願を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

第4条 宿泊所の使用許可は、宿泊所使用料領収証書の交付をもって使用許可書に代えるものとする。ただし、長期用宿泊室については、前条の使用願を適当と認めた場合に使用許可書を交付する。

第5条 宿泊所の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、事務部並びに宿泊所管理人の指示を受け使用しなければならない。

第6条 使用者は、次の各号に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。なお、納付された使用料は返還しない。ただし、本学の都合により使用の許可を変更又は取消した場合は、使用料の全額又は一部を返還する。

（1）使用者は、原則として宿泊日数分を前納するものとする。ただし、受付時間内（午前8時30分から午後12時、午後1時から午後5時15分）に納付できない場合は、翌受付時間内に納付するものとする。

（2）長期用宿泊室の使用者は、毎月指定の期限内にその月分を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、1泊につき、1,000円とする。

第7条 使用者は、次の各号に留意しなければならない。

（1）火災、盗難その他の事故防止につとめること。

（2）他人に迷惑を及ぼさないこと。

（3）施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）は丁寧に取り扱うこと。又共同使用となる施設等は協力して使用すること。

第8条 使用者は、当該使用に係る施設等を破損し又は滅失したときは、現状に回復する責を負う。

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

（1）使用者が使用料を納付しないとき。

（2）使用者が宿泊所の管理運営に支障を与えたとき又はあたえるおそれがあるとき。

(3) 使用者が前条による現状回復の責を履行しないとき。

第10条 使用者は、使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、速やかに退去しなければならない。

2 使用許可期間満了前に退去しようとする使用者は、退去する日を事務部へ届け出なければならない。

第11条 所長は、以下の場合に使用者の同意を得ることなくこの要項を変更できるものとする。

(1) 要項の変更が、使用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 要項の変更が、契約をした目的に反せず、かつ宿泊所管理上の必要性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による要項の変更にあたり、要項の変更をする旨及び変更後の要項の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに研究所ホームページへの掲示その他適切な方法により、使用者に周知するものとする。

第12条 この要項に定めるもののほか、宿泊所の使用に関する必要な事項は、別に定める。

第13条 宿泊所の使用に関する事務は、事務部において処理する。

附 則

この要項は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年3月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

2 京都大学原子炉実験所共同利用研究員宿泊所使用要項第2条第2項の適用について（平成12年7月21日所長裁定）及び京都大学原子炉実験所共同利用研究員宿泊所使用に関する取扱いについて（平成26年12月8日協議員会決定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。